



保医発 0831 第 4 号  
令和 2 年 8 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 2 年 9 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

### 記

別添 1 第 2 章第 13 部第 1 節 N O O 2（6）を、次のように改める。

（6） 「6」の ALK 融合タンパクは、以下に掲げる場合において算定できる。

ア 非小細胞肺癌患者に対して、ALK 阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ブリッジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合（当該薬剤の投与方針の決定までの間の 1 回に限る。）

イ 悪性リンパ腫患者に対して、悪性リンパ腫の診断補助を目的として免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合（悪性リンパ腫の病型分類までの間の 1 回に限る。）

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第12部 (略)</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>第1節 病理標本作製料</p> <p>N000・N001 (略)</p> <p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 「6」のALK融合タンパクは、<u>以下に掲げる場合において算定できる。</u></p> <p>ア <u>非小細胞肺癌患者に対して、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ブリッジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合(当該薬剤の投与方針の決定までの間の1回に限る。)</u></p> <p>イ <u>悪性リンパ腫患者に対して、悪性リンパ腫の診断補助を目的として免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合(悪性リンパ腫の病型分類までの間の1回に限る。)</u></p> <p>(7)～(10) (略)</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第12部 (略)</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>第1節 病理標本作製料</p> <p>N000・N001 (略)</p> <p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 「6」のALK融合タンパクは、<u>非小細胞肺癌患者に対して、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ブリッジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</u></p> <p>(7)～(10) (略)</p>